地域ケアネットワーク会議設置要項改正案

変更　理由：民生福祉部会扱いから、自治協全体で取り組むため
伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会　地域ケアネットワーク会議設置要項
↓
上野南部地区住民自治協議会　地域ケアネットワーク会議設置要項

新設　理由：地域ケア・ネットワーク会議を自治協全体で取り組むため
（名称）上野南部地区住民自治協議会　地域ケア・ネットワーク会議と称する。
（事務局）地域ケア・ネットワーク会議の事務局を南部市民センター内におく。

変更　理由：文言の変更
（目的）地域住民や専門機関の担当者により、福祉区（住民自治協議会）独自の生活課題やニーズの把握、共有、解決、伝達のため、地域ケア・ネットワーク会議（以下会議）を開催し、地域における生活のしづらさを取り除くための検討を行い、公的サービスと見守り・支え合い活動との連携による地域生活支援体制を確立していくことを目的とする。
↓
（目的）地域住民や専門機関の担当者により、福祉区（住民自治協議会）独自の生活課題やニーズの把握、共有、解決、伝達のため、地域ケア・ネットワーク会議（以下会議）を関催し、地域における福祉面での諸問題解決のための検討を行い、公的サービスと見守り・支え合い活動との連携による地域生活支援体制を確立していくことを目的とする。

削除
（設置）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会内に置く。

変更　理由：具体的構成員を明記
（組織）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会メンバー（上野南部地区民生委員児童委員協議会民生員全員を含む）及び、伊賀市社会福祉協議会地域担当、相談担当を持って構成し、必要に応じて、住民自治協議会役員、当該地区自治会長、組長、事業所職員等、地域関係者の参加を図る。
↓
（組織）本会議は、上野南部住民自治協議会役員、自治会長、民生委員児童委員、地域福祉会議代表者（１１名）、地域企業団体（ジャスコ等）、福祉サービス事業者（岡波病院福祉医療相談室、豊壽園等）、組長、南部市民センター所長、市民活動推進室地域相談員、南部女性つどいの会、南部老人クラブ（南老連）及び伊賀市社会福祉協議会地域担当、相談担当者その他地域関係者を持って構成する。

変更　理由：下から上げていく、運営の具体的体系を説明

（運営）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会長を議長とし、必要に応じ議長が召集する。

↓

（運営）本会議は “ 向こう三軒両隣 ” である、各町の地区又は組単位の５層福祉区に関する諸問題を率直に話し合い、問題点を各町の地域福祉会議の中で解決のため協議し、さらに自らの町で解決できない問題を、上野南部地区住民自治協議会地域ケア・ネットワーク会議で問題解決の糸口・手法を審議・運営するための組織とする。

　問題解決の手法等についての情報を共有し、逐次南部自治協地域ケア・ネットワーク会議から地域福祉会議等に情報の発信を行なう。

原案通り

（会議）本会議は、必要に応じて関催し、個別ケースに関しては、当該地区関係者により地域会議を適宜開催する。

削除

（運営）本会議は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会長を議長とし、必要に応じ議長が招集する。

新設

（役員）本会に地域ケア・ネットワーク会議議長１名、副議長１名、事務局２名を置く。

削除

（事務局）本会議の事務局は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会に置く。

原案通り

（経費）本会議の経費は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会の経費をもって充てる。

（その他）この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議によって別途定める。

　本要項は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会　地域ケア・ネットワーク会議設置要項を改廃し、新たに上野南部地区住民自治協議会　地域ケア・ネットワーク会議設置要項として規定する。

　この要項は平成２４年４月１日から施行する。